



島根県報

平成22年9月28日（火）

第2,226号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良施設の管理規程の認可	（農 村 整 備 課）	2
国土調査の指定	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

平成22年度登録販売者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	2
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	3

【病院局規程】

島根県病院局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程		3
--------------------------	--	---

告 示

島根県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良施設の管理規程を認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

土地改良区の名称	土地改良施設の名称	土地改良施設の所在地	土地改良施設の管理規程の概要	認可年月日
奥出雲町土地改良区	坂根ダム	仁多郡奥出雲町八川地内	1 貯水、取水、または放流に関する事項 2 ゲートの操作 3 点検および整備に関する事項 4 緊急事態における措置に関する事項 5 観測および調査に関する事項	平成22年 9 月15日

島根県告示第587号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成22年 9 月16日	益田市	久城4地区	告示の日から平成24年 6 月30日まで

公 告

平成22年度登録販売者試験の合格者を決定したので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成22年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 3 4 5 8 10 11 14 19 20 21 23 25
- 26 27 29 30 31 33 34 35 36 37 38 39 40
- 41 43 44 45 47 50 51 52 53 54 57 59 60
- 64 65 67 71 74 75 76 79 81 84 85 86 88
- 92 93 94 95 98 100 104 105 106 110 112 113 114
- 115 116 118 121 124 125 126 127 128 129 133 135 136
- 138 140 141 142 145 149 151 152 153 155 156 159 160
- 162 163 164 165 166 167 169 170 172 175 178 182 183
- 184

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了までに意見書を提出することができる。

平成22年 9 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

- (1) 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- (2) 松江圏都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
松江圏都市計画区域の全域
- (2) 松江圏都市計画区域区分
松江市大庭町、乃白町、乃木福富町、黒田町、意宇町、竹矢町、玉湯町玉造
安来市今津町、月坂町、吉佐町、竹矢町、黒井田町、西荒島町
八束郡東出雲町大字錦浜

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、松江市都市計画課及び玉湯支所地域振興課、安来市都市政策課並びに東出雲町農林建設課

4 縦覧期間

平成22年 9 月 28 日（火）から平成22年10月13日（水）まで

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第9号

島根県病院局職員宿舍管理規程（平成19年島根県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成22年 9 月 28 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第18条中「回復し」の次に「、病院事業管理者の指定する職員の検査を受け」を加える。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（宿舍修繕台帳）

第20条 病院事業管理者は、宿舍修繕台帳（様式第9号）を備え、宿舍の修繕が行われたときは、所要事項を記載しなければならない。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県病院事業管理者 様

自動車保管場所使用開始届

自動車保管場所の使用を開始するので下記のとおり届け出ます。

なお、使用にあたっては島根県病院局職員宿舎管理規程を遵守します。

記

カードNo.																							
2	1																						
所 属												氏 名		印									
所属コード		3									8	職員番号		9							14		
自動車保管場所 区画番号		宿舎(寮)										番											
自動車保管場所 区画コード		15									22	使用開始年月日 (和暦)		23							28		
特 例 料 金		30									35												
所属名フリガナ (職員でない者の 場合記入)		36										43	氏名フリガナ (職員でない者の 場合記入)		46								60
処理コード		80																					

- (注) 1 太枠は記入しないこと。
- 2 職員番号のない人は、999999を記入すること。

様式第6号を次のように改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第19条関係)

(表)
宿舎台帳

所在地	敷地面積 ㎡		宿舎全体		延べ面積 ㎡	宿舎番号	㎡	年月日	年月日					
										建築面積 ㎡	倉庫 ㎡	和室 ㎡	洋室 ㎡	年月日
宿舎名	宿舎番号		年月日		年月日		年月日							
床面積	㎡		倉庫	㎡		和室		㎡		洋室	㎡			
構造	和室		和室		㎡		洋室		㎡		室			
建築年月日	年月日		年月日		リフォーム年月日		年月日		年月日		年月日			
附帯設備														
その他														

(裏)

入居者名	家族数	入居年月日	退居年月日	貸付料	改定年月日	理由
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	
		・ ・	・ ・		・ ・	

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第 9 号 (第 20 条関係)

宿 舎 修 繕 台 帳

年 月 日	修 繕 内 容	金 額 (負 担 区 分)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)
. .		円 (県費 円) (個人 円)

附 則

この規程は、平成22年10月 1 日から施行する。